

奈良工業高等専門学校学生委員会規程

昭和42年12月21日制定

令和4年2月10日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の命により学生の厚生補導に関する重要事項等を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第二号の委員は、第三号又は第四号の委員を兼ねることができる。

- 一 学生主事
- 二 学生主事補（1名は一般教科から選出）
- 三 一般教科から選出された専任教員 2名
- 四 専門各学科から選出された専任教員 各1名
- 五 学生課長
- 六 学生担当事務職員のうち学生課長が指名する者

2 第二号の委員は、第三号又は第四号の委員を兼ねることができる。

3 第三号の委員は、奈良工業高等専門学校運営体制に関する規程（以下「運営体制規程」という。）第9条、第10条第2項第二号及び第三号に定める校務を兼ねることができる。ただし、運営体制規程第2条に定める部門の構成員を兼ねることはできない。また、一般教科に所属する者が第二号の委員である場合は、その1名についてはこの限りでない。

(委員の任期)

第4条 前条第三号及び第四号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員（前条第三号及び第四号の委員に限る。）の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

この規程は、昭和42年12月21日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。